

○農林水産省令第三十六号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十年五月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「及び第四十八」を
「、第四十八及び第五十」に改め、同表の付表第
六中「イスラエル国」を「イスラエル」に、並び
に「ボメロ」を「、ボメロ並びにレモン」に改め、
同表の付表に次のように加える。

五十 マレーシアから発送され、他の地域を経
由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴ
ウの生果実であつて農林水産大臣が定める基
準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。